

〔別紙〕

様式1

事業報告書  
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人猪鹿倉会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市犬迫町2253番地

(3) 設立認可年月日 平成9年10月1日

(4) 設立登記年月日 平成9年9月5日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	猪鹿倉 秀武	開設者
常務理事	猪鹿倉 忠彦	管理者・病院長
理事	安達 一彦	元) 厚生労働省関東信越厚生局長
同	猪鹿倉 直美	院長夫人
同	猪鹿倉 みゆき	理事長夫人・薬剤部長
同	今村 英仁	公益財団法人 慈愛会 理事長
同	内田 ひとみ	(株)棟 代表取締役社長
同	小川 豊博	法人事務局長・事務部長
同	川原 裕	元) 鹿児島県警察本部 生活安全部長
同	佐藤 敏信	元) 厚生労働省健康局長・現) 久留米大学特命教授
同	新牧 一良	副院長
同	竹林 和彦	一般財団法人 信貴山病院 理事長
同	日高 和吉	院長代理
同	星 北斗	公益財団法人 星総合病院 理事長
同	前山 良民	前) 鹿児島県警察本部 刑事部長
同	山口 克弘	有限会社 薩摩蒸氣屋 代表取締役社長
同	鈴木 康裕	医師
同	牧角 俊郎	医師・医局長
監事	本多 淳太郎	弁護士法人照国総合事務所・弁護士

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	パールランド病院	鹿児島県鹿児島市犬迫町 2253番地	療養病床 100床 [医療保険 100床] 精神病床 300床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション パールランド	鹿児島県鹿児島市犬迫町 2253番地	

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年5月27日 令和3年度決算の決定  
令和4年5月27日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定  
令和4年5月27日 令和4年度の借入金額の最高限度額の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当無し

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当無し

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当無し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当無し

(9) そ の 他

該当無し

様式 2

法人名 医療法人 猪鹿倉会  
 所在地 鹿児島市犬迫町 2 2 5 3 番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 2,070,970 千円  
 2. 負 債 額 2,350,581 千円  
 3. 純 資 産 額 △ 279,611 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	675,738
B 固 定 資 産	1,395,232
C 資 産 合 計 (A+B)	2,070,970
D 負 債 合 計	2,350,581
E 純 資 産 (C-D)	△ 279,611

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 猪鹿倉会  
所在地 鹿児島市犬迫町 2 2 5 3 番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流動資産</b>	675,738	<b>I 流動負債</b>	329,364
現金及び預金	267,834	買掛金	20,383
医業未収金	295,593	未払金	59,385
未収入金	26,918	短期借入金	229,550
医薬品	5,319	未払法人税等	182
診療材料	368	未払消費税等	685
医療消耗備品	8,227	前受金	201
貯蔵品	3,024	預り金	18,978
前渡金	1,259		
立替金	64,502	<b>II 固定負債</b>	2,021,217
仮払金	2,637	長期借入金	2,001,217
前払費用	2,377	長期未払金	0
貸倒引当金	△ 2,320	預り保証金	20,000
		<b>負債合計</b>	2,350,581
<b>II 固定資産</b>	1,395,232		
<b>1 有形固定資産</b>	1,388,780		
建物	950,828		
建物附属設備	71,359		
構築物	5,557		
医療機器	5,023		
什器器具備品	6,352		
車両運搬具	0		
一括償却資産	0		
土地	319,938		
建設仮勘定	29,723		
<b>2 無形固定資産</b>	2,608		
ソフトウェア	2,189		
電話加入権	419		
その他の無形固定資産	0		
<b>3 その他の資産</b>	3,844		
出資金	3,727		
保証金	20		
預託金	97		
敷金	0		
その他の固定資産	0		
		<b>純資産の部</b>	
		科 目	金 額
		<b>I 資本剰余金</b>	70,000
		<b>II 利益剰余金</b>	△ 349,611
		1 代替基金	0
		2 その他利益剰余金	△ 349,611
		繰越利益剰余金	△ 349,611
		<b>III 評価・換算差額等</b>	0
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		<b>IV 基金</b>	0
		<b>純資産合計</b>	△ 279,611
<b>資産合計</b>	2,070,970	<b>負債・純資産合計</b>	2,070,970

様式 4 - 1

法人名 医療法人 猪鹿倉会  
所在地 鹿児島市犬迫町 2 2 5 3 番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,024,688
2 事業費用		
(1) 事業費	1,932,057	
(2) 本部費	0	1,932,057
本来業務事業利益		92,631
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		12,415
2 事業費用		14,036
附帯業務事業損失		△ 1,621
事業利益		91,010
II 事業外収益		
受取利息	4	
その他の事業外収益	48,976	48,980
III 事業外費用		
支払利息	41,005	
その他の事業外費用	770	41,775
經常利益		98,215
IV 特別利益		
貸倒引当金戻入益	2,440	
その他の特別利益	0	2,440
V 特別損失		
貸倒引当金繰入額	2,320	
その他の特別損失	0	2,320
税引前当期純利益		98,335
法人税・住民税及び事業税		182
当期純利益		98,153



法人名 医療法人 猪鹿倉会  
所在地 鹿児島市犬迫町2253番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の間親者が 代表者である法人	(株)陳	鹿児島市犬迫町2253		バスの運行業務	職員の通勤の為 のバス運行委託	業務委託	27,000	未払金	2,470
役員の間親者が 代表者である法人	(有)ホワイテイ	鹿児島市犬迫町2253		クリーニング業	ユニフォーム等 のクリーニング 委託	業務委託	19,960	未払金	1,669

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 5

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 猪鹿倉会  
理事長 猪鹿倉 秀武 殿

私は、医療法人猪鹿倉会の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 5 月 24 日

医療法人猪鹿倉会  
監事 本多 淳太郎

